

平成二十二年一月十九日提出
質 問 第 七 号

稀少がん対策の強化に関する質問主意書

提出者 吉井英勝

稀少がん対策の強化に関する質問主意書

がん患者とその家族を中心として、国のがん対策の取り組みの強化を求める声が強まっている。国会でも超党派で「がん征圧議員連盟」が作られ、同議員連盟の取り組みが中心になって二〇〇六年六月十六日、「がん対策基本法」が議員立法で成立した。同法にもとづき、政府としては「法制上」「財政上」の措置を講じなければならない。また、同法にもとづいて「がん対策推進基本計画」が策定されているが、五年後の見直しに向けての取り組みが重要となっている。

よって、次のとおり質問する。

(一) 「がん対策基本法」成立前の十年間と同法施行後の現在まで、がん対策の年間予算（来年度予算案を含む）は、どのように推移しているか。また、これからのがん対策予算を毎年何%増額していく計画なのか明らかにされたい。

(二) がん専門の国立病院（現・独立行政法人国立病院機構）及び大学や研究機関においては、様々ながんの種類や発生部位ごとに原因究明と部位に応じた治療法や薬剤の開発などに取り組んでいる。こうした地道ながんを制圧する研究開発の支援は国として重要な責務であるが、この十年間のがん専門の

国立病院（国立病院機構）及び大学や研究機関における研究費、がん対策に当たっている医師数、医師と共同して取り組んでいる検査技師や放射線技師、看護師及びがん対策のための抗がん剤等薬剤の開発等に当たっている研究員数は、どのように推移しているのか。今後、これらをどのように増員・強化していく計画かを明らかにされたい。

（三） がん専門の国立病院（国立病院機構）及び大学や研究機関は、実際にがん患者の診断、治療、精神的サポート等を行っていくがんの専門医師の養成と、開発した技術を多くの病院に普及していくことが大事な役割になる。この十年間に、国が養成したがん専門医師数は何人か。地方の身近な所において、がんの診断と上記専門病院や研究機関等で開発された最新の技術をいかした治療に当たれる病院を幾つ増設してきたのか。その推移を明らかにされたい。あわせて、政府のこれからの増設・拡充の計画を示されたい。

（四） 胃がんや肺がんなど、五大がんといわれるものに罹患しているがん患者は、がん患者全体のおよそ三分の二を占めている。その早期発見と確実な治療方法の確立によって、がん患者の生存率を高めることは引き続き大事な取り組みであるし、またこの分野では前進が図られつつある。同時にがん患者

全体からすると、患者数が少ない上に種類も発生部位も症例も様々な稀少がんについては、あまり広く目が向けられないできた。がん対策全体の中での五大がん対策費と、稀少がん対策費のそれぞれの比率がどのように推移してきたのかを示されたい。

また、今後、稀少がんの対策をどのように強化していくのか、政府の計画を明らかにされたい。

- (五) 稀少がんと呼ばれるものも、発生部位やがんの種類は様々であり、原因と対策、治療方法や新薬の開発等、取り組みの強化が必要であるが、同時に文字どおり「稀少」であるが故に、症例の研究も専門家の養成も大変である。しかも、五大がんに較べると数少ない患者への医薬品の場合には、せっかく優秀な薬品が開発されていても臨床知見を重ねて承認薬にしていくことや製品ロット数が少ないことから、製薬会社の方が採算を考えて開発された薬品の生産をためらう傾向にあり、治療可能な患者でもその薬品（抗がん剤等）を手に入れにくく、また高額であるために患者の負担が重くなるのが現状である。政府として、稀少がん患者の現状や患者が抱えている問題をどのように把握しているのか明らかにされたい。

- (六) がんの場合、専門病院までの通院を含めてがん患者の治療にかかる負担は、きわめて大きいのが現

状である。その中でも稀少がん患者の負担はさらに大きくなっている。政府として、「財政上の措置」をどのように講じて患者負担の軽減を図るのか、現在の取り組みとこれからの計画を明らかにされたい。

また、都道府県や政令指定都市くらいの医療圏を一つのブロックとしてイメージした場合、身近な所に、国立がんセンター等で開発された高度の治療法の普及とそれを実施できる体制を整備することが重要になる。どのように整備を図っていくのか、その計画を示されたい。

右質問する。